

死者の情報開示申出における必要書類

死者との関係	請求区分	必要書類	備考
①配偶者、子、 父母	窓口	<p>以下の<u>ア及びイの両方が必要です。</u></p> <p>ア 本人確認書類 運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）など。詳細は表1、2をご覧ください。</p> <p>イ 亡くなられた方との続柄が分かる戸籍謄本（請求に係る本人が亡くなられたことが戸籍謄本から分からぬ場合には、それが分かる住民票の除票なども併せて必要です。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>コピーは不可です。</u> ・アについては、有効期限内のものに限ります。 ・イについては、請求日前30日以内に作成されたものに限ります。ただし、死亡事実など事実に変化がないものについては、30日を経過していても可とします。
	郵送	<p>以下の<u>ア、イ及びウの全ての送付が必要です。</u></p> <p>ア 本人確認書類 運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）など。詳細は表1、2をご覧ください。</p> <p>イ 亡くなられた方との続柄が分かる戸籍謄本（請求に係る本人が亡くなられたことが戸籍謄本から分からぬ場合には、それが分かる住民票の除票なども併せて必要です。）</p> <p>ウ 開示申出者本人の住民票の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ア以外はコピー不可です。ただし、個人番号（マイナンバーカード）が記載されている面はコピーしないでください。</u> ・アについては、有効期限内のものに限ります。 ・イについては、請求日前30日以内に作成されたものに限ります。ただし、死亡事実など事実に変化がないものについては、30日を経過していても可とします。 ・ウについては、請求日前30日以内に作成されたもの。ただし、事情がある場合は、ご相談ください。
②親権者	窓口	<p>以下の<u>ア及びイの両方が必要です。</u></p> <p>ア 本人確認書類 運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）など。詳細は表1、2をご覧ください。</p> <p>イ 亡くなられた方の親権者であったことが分かる戸籍謄本（請求に係る本人が亡くなられたことが戸籍謄本から分からぬ場合には、それが分かる住民票の除票なども併せて必要です。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>コピーは不可です。</u> ・アについては、有効期限内のものに限ります。 ・イについては、請求日前30日以内に作成されたものに限ります。ただし、死亡事実など事実に変化がないものについては、30日を経過していても可とします。

	郵送	<p>以下の<u>ア、イ及びウ</u>の全ての送付が必要です。</p> <p>ア 本人確認書類 運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）など。詳細は表1、2をご覧ください。</p> <p>イ 亡くなられた方の親権者であったことが分かる戸籍謄本（請求に係る本人が亡くなられたことが戸籍謄本から分からぬ場合には、それが分かる住民票の除票なども併せて必要です。）</p> <p>ウ 開示申出者本人の住民票の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ア以外はコピー不可です。ただし、<u>個人番号（マイナンバーカード）が記載されている面はコピーしないでください。</u> ・アについては、有効期限内のものに限ります。 ・イについては、請求日前30日以内に作成されたものに限ります。ただし、死亡事実など事実に変化がないものについては、30日を経過していても可とします。 ・ウについては、請求日前30日以内に作成されたもの。ただし、事情がある場合は、ご相談ください。
③相続人	窓口	<p>以下の<u>ア及びイ</u>の両方が必要です。</p> <p>ア 本人確認書類 運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）など。詳細は表1、2をご覧ください。</p> <p>イ 法定相続情報一覧図の写し、遺言書（公正証書によるもの又は裁判所の検認を受けたものに限る。）、遺産分割協議書又は相続人（※1）にあたることが分かる戸籍謄本のいずれか（請求に係る本人が亡くなられたことが戸籍謄本から分からぬ場合には、それが分かる住民票の除票なども併せて必要です。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コピーは不可です。 ・アについては、有効期限内のものに限ります。 ・イについては、請求日前30日以内に作成されたものに限ります。ただし、死亡事実など事実に変化がないものについては、30日を経過していても可とします。
	郵送	<p>以下の<u>ア、イ及びウ</u>の全ての送付が必要です。</p> <p>ア 本人確認書類 運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）など。詳細は表1、2をご覧ください。</p> <p>イ 法定相続情報一覧図の写し、遺言書（公正証書によるもの又は裁判所の検認を受けたものに限る。）、遺産分割協議書又は相続人（※1）にあたることが分かる戸籍謄本（請求に係る本人が亡くなられたことが戸籍謄本から分からぬ場合には、それが分かる住民票の除票なども併せて必要です。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コピーは不可です（ただし、ア及びイのうち遺言書又は遺産分割協議書については、コピー可）。なお、<u>個人番号（マイナンバーカード）が記載されている面はコピーしないでください。</u> ・アについては、有効期限内のものに限ります。 ・イについては、請求日前30日以内に作成されたものに限ります。ただし、死亡事実など事実に変化がないものについては、30日を経過していても可とします。

		ウ 開示申出者本人の住民票の写し	・ウについては、請求日前 30 日以内に作成されたもの。ただし、事情がある場合は、ご相談ください。
④ ①～③の法定代理人	窓口	<p>以下の<u>ア、イ及びウ</u>の全てが必要です。</p> <p>ア 法定代理人自身の本人確認書類 運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）など。詳細は表 1、2 をご覧ください。</p> <p>イ 法定代理人であることが分かる登記事項証明書、戸籍謄本、家庭裁判所の証明書など</p> <p>ウ ①～③それぞれで必要な書類（本人確認書類を除く）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>コピーは不可です。</u> ・アについては、有効期限内のものに限ります。 ・イについては、請求日前 30 日以内に作成されたものに限ります。ただし、死亡事実など事実に変化がないものについては、30 日を経過していても可とします。
	郵送	<p>以下の<u>ア、イ、ウ及びエ</u>の全ての送付が必要です</p> <p>ア 法定代理人自身の本人確認書類 運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）など。詳細は表 1、2 をご覧ください。</p> <p>イ 法定代理人であることが分かる登記事項証明書、戸籍謄本、家庭裁判所の証明書など</p> <p>ウ ①～③それぞれで必要な書類（本人確認書類及び開示申出者本人の住民票の写しを除く）</p> <p>エ 開示申出者本人の住民票の写し（請求日前 30 日以内に作成されたもの。ただし、事情がある場合は、ご相談ください。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>コピーは不可です（ただし、ア及びウのうち遺言書又は遺産分割協議書については、コピー可）。</u>なお、<u>個人番号（マイナンバーカード）が記載されている面はコピーしないでください。</u> ・アについては、有効期限内のものに限ります。 ・イについては、請求日前 30 日以内に作成されたものに限ります。ただし、死亡事実など事実に変化がないものについては、30 日を経過していても可とします。 ・ウについては、上記①～③の郵送の請求区分を参照してください。 ・エについては、請求日前 30 日以内に作成されたもの。ただし、事情がある場合は、ご相談ください。

【表1】本人確認書類①

法令の根拠がある書類（申出書記載のものと同一の氏名及び住所又は所在地が記載されているもの）

- ・運転免許証
- ・個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書（※）
- ・小型船舶操縦免許証
- ・運転経歴証明書
- ・猟銃・空気銃所持許可証
- ・宅地建物取引士証
- ・恩給証書
- ・児童扶養手当証書
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳等
- ・その他申出者が本人であることを確認するに足りるもの

※ 外国人登録証明書

- ・特別永住者が所持する外国人登録証明書は、下記の日まで特別永住者証明書とみなされ、引き続き使用可能になっています。

「外国人登録証明書に記載されている旧外国人登録法に基づく次回確認（切替）申請期間の始期である誕生日。ただし平成24年7月9日に16歳未満の場合は16歳の誕生日」

【表2】本人確認書類②

(やむを得ない理由により表1に掲げる書類のいずれも提示することができない場合)

表1以外の公的機関が発行した書類

- ・表1の書類更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類
- ・旅券
- ・船員手帳
- ・海技免状
- ・無線従事者免許証
- ・認定電気工事従事者認定証
- ・電気工事士免状
- ・調理師免許証
- ・外国政府が発行する外国旅券
- ・療育手帳（愛の手帳、愛護手帳、みどりの手帳）
- ・敬老手帳
- ・り災証明書
- ・国立大学の学生証
- ・その他申出者が本人であることを確認するに足りるもの

(注) 住所の記載がない場合（申出書と異なる住所の場合を含む。）は、住所の記載のある公金・公共料金領収書（3ヶ月以内）、消印のある本人宛郵便（3ヶ月以内）などにより住所を確認します。